

2005年7月11日

弁護士 山根 良一 先生

弁護士 五十嵐 潤

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-15-9

さわだビル5階 東京共同法律事務所

電話 03-3341-3133

FAX 03-3355-0445



判決をお送りします

前略

CAMメーリングリストでお知らせした判決文です。

「消費者判例」に相応しいか躊躇があったのですが、一応送付させていただきます。掲載のご判断は全面的に山根先生にお任せ致します。

いわゆる大規模な詐欺事件の集団訴訟の一つの解決となる判決として重要と思い、送付させていただきます。

1 事案

平成14年1月当初に毎日新聞社がスクープし、その後半年ほどの間、ワイドショーを騒がせた■■■■（当時スケスケルックで有名になりました）の詐欺事件です。

テレビや新聞を媒体とした通販事業の広告費名目で出資を募り、20%等の利益を上乗せして配当するという商法を、平成8年ころから繰り返し、自転車操業に陥って、平成12年～13年ころには被害が顕在化し、平成14年3月の警視庁の強制捜査でとどめを刺され、同年4月には被害者である債権者破産により破産宣告された事件です。

2 本件の位置づけ

破産手続による被害回復の外、マスコミ訴訟、従業員への損害賠償請求などを被害者弁護団にて行ってきました。本件の25名を訴えた役員訴訟もその一環です。

25名の被告のうち、ほとんどは和解等で解決していきましたが、和解にならなかった被告2名についてそれぞれ判決がなされたのが、別紙の判決です。

3 平成17年4月26日判決

この役員は、

税理士として、のみならず

経営（如何に被害者にお金の返還をさせないか）の指南役としても関与していた者です。

判決要旨は、

① 不法行為責任

不法行為責任は、税理士としての関与によるものは最終的に否定されましたが、出資法違反等の事実の認識はあったなどの事実認定をしています。

株式売却にかかる最後の関わりという、税理士以上の関わりをもって、不法行為責任を肯定しました。

② 取締役の266の3責任

これも肯定しました。

③ 損害論は、「一連の詐欺行為の中で途中から加担した者も」全額について因果関係あると論じました。

途中からでも組織的詐欺の中心部にいたので、全体の損害に因果関係ありの認定です。

税理士としての専門家責任の一つの裁判例になると思われます。

また、取締役責任の判断もあります。

損害論・因果関係論の判断も参考になると思われます。

4 平成17年5月17日判決

この役員は、業者としての関与もありました。

しかしながら、不法行為責任は否定されました。

ただ、役員責任は肯定しました。

事例判断ですが、一つの事例として参考になると思われます。

5 なお

上記2つの判決については、それぞれ東京高等裁判所に控訴されております。

控訴人■：平成17年（ネ）第3117号

控訴人■■：平成17年（ネ）第3118号

以 上

平成17年4月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成14年(ワ)第20708号, 同第25067号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成17年3月1日

判

決

東京都

原

告

神奈川県

原

告

横浜市

原

告

福岡県

原

告

東京都

原

告

島根県

原

告

愛媛県

原

告

東京都

原

告

京都府

原

告

上記9名訴訟代理人弁護士

同

同

同

五十嵐

潤

山口

広

中野

和

子

坂

勇

一郎

靖樹郎博子郎亮夫子彰嘉行昭文肇二幸子行雄博

秀逸康典英三範健喜久一宏重博裕弘眞信昭

野木井野川川本海井木木木澤中葉田輪村山元口

只青石大小小木小桜鈴鈴高高高田千塚花藤船南山

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

東京都世田谷区

被告
同訴訟代理人弁護士
主文

- 1 被告は、原告らそれぞれに対し、1100万円及びこれに対する平成14年4月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告らが、A (■■■■■(以下「■■■■■」という。))をオーナーとする企業グループ)の組織的詐欺行為によって金員を詐取されたとし、A の税務顧問であり、A の一員である

B 債権回収株式会社(以下「B 債権回収」という。)の取締役及び

C 株式会社(同社は、平成13年6月15日商号変更により D 株式会社から

E 株式会社となり、同年9月1日更なる商号変更により C 株式会社となっ

た。以下「F (■■■■■)という。)の監査役であった被告に対し、共同不法行為責任(民法709条、719条1項)及び役員の第三者責任(商法266条の3第1項、280条)に基づき、各原告につき、別紙債権額一覧「確定債権額」欄記載の各損害金の内金各1000万円と同内金の10パーセント相当の弁護士費用相当損害金各100万円との合計各1100万円の損害賠償を請求した事案である。

1 前提事実(当事者間に争いがない事実以外は末尾記載の証拠で認定する。)

(1) 当事者等

ア 原告らは、いずれも、A の会員・準従業員と呼ばれ、同グループに金員を拠出してきた者(以下「会員」という。)である。

A は、高利益を謳い、広告費名目等で一般投資家から資金を集めていたが、平成14年3月26日、同グループの中核企業であった F ほか関連会社である G 株式会社（以下「G」という。）、 H 株式会社（同社は平成13年5月11日商号変更により、 I 株式会社から H 株式会社となった。以下「H」という。）、 B 債権回収、 J 株式会社（同社は、平成14年1月7日商号変更により、 K 株式会社から J 株式会社となった。以下「J」という。）について、一部会員らによって破産の申立てがなされ、同年4月5日、各会社に対する破産宣告がなされた。平成14年3月、 A について、出資法違反の容疑で強制捜査が行われ、同年9月10日には、 ■■■ら7名が詐欺容疑で逮捕された。（甲20ないし32、69、70の1ないし6）

イ 被告は、東京税理士会に所属する税理士である。被告は、平成10年1月13日、知人の ■■■ 弁護士（以下「■■■ 弁護士」という。）から、 D 株式会社（以下「D」という。）の税務を依頼され、以後、顧問税理士として同社の関連企業の税務を引き受けるようになった。被告は、平成12年11月ころ、 ■■■ から債権管理回収会社の設立に協力するよう要請され、 B 債権回収の設立に携わり、設立時（平成13年4月10日）にその取締役就任するとともに、平成13年11月6日には、 F の監査役に就任した。（甲4、乙14第1号証）

(2) A の詐欺商法の概要

ア F について
F は国内のグループ企業の全株式を保有する

持株会社であり、 が、同社の株式100パーセントを保有していた(甲1)。

F は、他のグループ企業の株式を保有する以外には独自に収益に結び付く企業活動を行っておらず、I ,
G 及び株式会社L (以下「L」
という。)から経営管理料名目で毎月入金を受けていた(甲15)。

イ ジー・システムの概要(平成8年ころから平成13年8月ころまで)

H は、平成8年ころから、自宅にいながら安定した収入が得られる旨の会員募集の新聞折込広告等を配布し、応募してきた会員に対し、定期的に「エントリーガイド」などと称する冊子等を送付し、H

の関連会社において通信販売を行っている複数の商品のうちから特定の商品を選択し、当該商品の宣伝広告費として金員を出捐(以下「エントリー」という。)すれば、当該商品の通信販売事業の売上の30パーセントを当該商品にエントリーした全会員の報酬総額として、各会員の広告費の負担割合に応じて案分した額を配当する旨約束し(後記「特別企画」と対比して「通常企画」と称していた。)、会員から金員の出捐を受けた。また、

H は、会員から多額の金員を出捐させるため、元本を保証して年利12パーセントから20パーセントの配当を約束して出資を募る特別企画を繰り返し実施し、会員から多額の金員の出捐を受けた。H

は、上記システムを「ジー・システム」と称していた。

しかし、ジー・システムでは関連会社を通じての通信販売はほとんど行われておらず、他に収益に結びつく事業活動はほとんど行われていなかったことから、上記システムの実態は、新規会員の出捐した金員が既存会員に対する配当金等の支払やA の社員の給与等の経費に充てられるというものであった。その上、新規会員に対しても、約定どおりの配当金等を支払わなければならなかったため、新規会員を増やし続けなけ

れば会員全員に対する約定どおりの支払が不能とならざるを得ず、したがって、会員への利益の配当及び元本の返済は元々実現不能であり、ジー・システムは破綻することが必至のシステムであり、詐欺商法と評価されるものであった。(甲12, 17, 20ないし27, 45, 112, 甲B27)

ウ 「真・善・美」システムの導入

H では、平成12年3月末ころ、従前の特別企画の配当日が次々に到来し、配当予定金額が増大した。そこで、H は、同年5月に、利益を継続して保管すれば、それまでかかっていた払出手数料が不要になり、広告活動代金の場合には毎月の利益を複利計算で増やすことができるとして、会員への払出を抑制し資金をプールさせておく「真・善・美」と称するシステムを導入した。

しかし、「真・善・美」システムの実態は、H 等の現預金残高の流出による減少を防止するため、会員への配当金の支払を行わないようにする目的で実施されたにすぎず、各会員の出捐金に対し、高率の配当金が付いたように見せ掛けるだけで、実際に各会員名義の金員がH

等に現金として保管されたり、預貯金口座に残高として保管されるというものではなかった。(甲12, 28, 106, 114)

エ 銀行買収のための社債発行及び銀行預金名目での資金集め

■■■は、平成13年5月下旬、フィリピン国内にある銀行を買収し、一挙に資金を集めようと考えた。そこで、■■■は、同国の

M 銀行(以下「M 銀行」という。)を買収することとし、その買収資金として、フィリピンの現地法人である N

(以下「N 」という。)の社債を発行し、会員に購入させようと考え、同年6月ころから、会員に対し、社債の購入を勧誘する「新たな事業」という表題の冊子やエントリーガイドを送付した。その結果、相当数の会員が、「真・善・美」残高や新たな金員を

出捐して社債を購入した。

しかし、**N** は、同年7月下旬、フィリピンの証券取引委員会より業務停止命令を受け、以後一切の営業活動を停止せざるを得なくなっていたが、**■**はかかる事実を会員に隠して社債購入を勧誘し続けた。

また、**■**は、**M** 銀行買収後、会員に対し、年利8.125パーセントの高利率を謳って、**M** 銀行への預金を勧誘し、会員から約2億円を出捐させるとともに、「真・善・美」残高を同銀行預金に切り替えさせた。

しかし、**M** 銀行は、フィリピンの貯蓄銀行に求められる最低資本金である3億5000万ペソを下回る資本金しかなく、外国為替取引、円建て預金もできない極めて小規模の銀行であった。**M** 銀行は、

O 銀行から財務関係書類など必要な手続を踏んでいないと指摘され、平成14年1月4日、**O** 銀行から業務停止を命じられ、経営破綻に陥り、

P というフィリピンの預金保険機構の管轄下に置かれるに至った。会員から集められた金員は、**■**により預金口座への入金が偽装されたが、実際には口座に入金されず、その行方は判然としない。(甲12, 15, 29ないし33, 45, 107, 127)

オ 株式販売名目での資金集め

■は、銀行預金の募集が進まなかったため、平成13年10月、

F の保有していた **H** 及び **J** の株式を会員に譲渡し、「真・善・美」残高を株式購入代金に振り替えることで会員からの返還要求を封じ、新たな出資を募ることを決めた。

そこで、**■**は、同年10月から11月ころ、会員に対し、「G. O. G 保有株式譲渡のお知らせ」と題する文書(甲34)及び「OGAMIシス

テム活動内容書」(甲1)を送付し、 H 及び J の株式の価値が1株当たり300万円であり、その譲渡を受ければ確実に高額利益の利益配当を受けられるとして、1株300万円(実行前に株式分割を行い、1株3万円とした。)で購入することを勧誘した。この結果、■■■■は、会員に支払うべき金員の相当額を株式に転換させてその返還を免れるとともに、新たに株式購入代金名目で約3億円の資金を集めた。

しかし、 H 及び J の株式の価値はいずれも5万円程度に過ぎなかった。(甲1, 12, 34, 108, 甲B6, 17, 18, 27)

カ ■■■■らの不法行為

以上のように、本件の会員からの金員の募集は、到底返済の見込みがないにもかかわらず、高利の収入が得られると装い、会員から多額の金員を集めたというものである。会員が、返済の見込みがないと知っていたならば、募集に応じて金員を出捐することは皆無といってよいほどであり、本件募集は、■■■■が首謀者となり、 H 及びその関連会社による組織ぐるみで行った会員からの資金集めという組織的詐欺行為である。

(3) B 債権回収

B 債権回収は、平成13年4月10日に債権管理回収業等を目的とする会社として設立された。同社は、 A の会員らに対しては、不良債権を買い取り、日本企業を再生し、会員らに利益を還元する会社であると宣伝され、 A のグループ企業の1つとして位置付けられていたが、営業の許可を得ておらず、実際に債権回収業等の業務は行っていなかった。 B 債権回収は、 A のグループ企業である J と共に、 A がフィリピンで買収した M 銀行の株式の20パーセントを保有していた。

(4) 原告らの H に対する債権額 (甲B28)

次の債権額は、同社の破産手続において異議のない債権額である。

ア 原告	7 8 2 7 万 2 8 7 5 円
イ 原告	6 0 5 2 万 7 8 6 3 円
ウ 原告	1 5 8 7 万 1 3 2 4 円
エ 原告	5 6 5 1 万 7 1 0 5 円
オ 原告	1 0 8 1 万 3 5 5 0 円
カ 原告	5 6 4 0 万 6 4 2 3 円
キ 原告	3 1 9 3 万 9 1 1 8 円
ク 原告	3 3 3 8 万 5 1 0 0 円
ケ 原告	3 5 9 7 万 6 7 6 3 円

2 争点

- (1) 被告に顧問税理士としてのの不法行為への加担及びこれについての故意過失があったか
- (2) 原告らの損害額及び被告の不法行為と原告らの損害発生との間の因果関係
- (3) 被告に B 債権回収の取締役及び F の監査役としての職務執行に関する任務懈怠及びこれについての故意重過失があったか
- (4) 原告らの損害額及び被告の任務懈怠行為と原告らの損害発生との間の因果関係

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1) (不法行為責任) について

(原告らの主張)

ア 顧問税理士としてのの不法行為への関与

被告は、遅くとも平成10年ころから、及び A の経理及び法律の助言者としてその経営に携わるようになり、その経営実体を知り、詐欺によって会員から資金を集めていることを知っていた。また、

ア 被告は、 D の税務申告、経理についての顧問契約は結んだが、経理に関する法律の助言などをしたことはない。

H の税務申告は、平成13年3月期の決算1回だけであり、その経営実態を分かりようもなく、経理についても、多大な量の伝票のコンピューターへの入力を経理部の社員が行い、被告は一般経理事務の質疑応答、決算整理及び申告を税理士として受任しただけのことであり、

H が会員から集めている資金が「預り金」等の負債であり、「売上」としての実態を有していないことを知らなかった。

イ H 及び J の各株式を1株300万円で売ることや1株の価値が300万円もないことを知らなかった。被告は、「株式増資のお知らせ」と題する書面が平成13年10月22日付で完成され、原告ら会員に配布されたことは知らないし、配布されること自体全く予想していなかった。

(2) 争点(2) (損害額及び因果関係) について

(原告らの主張)

原告らは、 H に別紙債権額一覧の「届出支払総額」欄記載の金員の支払を余儀なくされ、その後の受取額を引いた、別紙債権額一覧表の「届出債権額」欄記載の各金員の損害を受けた。

仮に損害全体についての責任が認められないとしても、株式振替によって金員の返還を受けられなかった損害、あるいは、株式購入のために新たに金員を交付させられた損害については、優に責任が認められる。原告 [] は、7042万8055円を株式に振り替え、1万3854円を新たに振り込み、原告 [] は、5149万9146円を株式に振り替え、1万7197円を新たに振り込み、原告 [] は、300万円を新たに振り込み、原告 [] は、3338万5100円を株式に振り替え、原告 [] は、3557万8199円を株式に振り替え、182万5677円を新たに

振り込んだ。

(被告の主張)

争う。

(3) 争点(3) (役員責任) について

(原告らの主張)

ア B 債権回収の業務の違法性

■を中心とする A は、平成8年ころから、何ら正業を営んでいないにもかかわらず、通信販売業等の事業を営んでいるかのように会員らを欺罔し、会員らに資金を送金させるなどの組織的詐欺を行ってきた。

■は、平成13年6月ころ、会員らに更に金員を出捐させ、返還請求を免れる方策として、M 銀行の買収資金名目でさらに資金を集めたり、返済金をグループ会社の社債に切り替えさせたりするなどの活動を開始した。■は、M 銀行を「バンクオブ■■■■■」と改称したと偽り、同銀行は円建て預金が許されない銀行であるにもかかわらず、ここに預金すれば高金利が得られる旨欺罔して、円建て預金を勧誘し、預金名目での金集めを行った。

B 債権回収は、A が M 銀行を買収した際、同銀行の株主となり、上記の詐欺行為の一翼を担った。

イ 被告の責任

被告は、平成13年4月10日に、B 債権回収の取締役就任し、同年11月6日には、F の監査役に就任し、破綻時に至っている。被告は、A の役員として、取締役の経営を監督し、A が犯罪行為をしないように監督する法律上の義務があるにもかかわらず、H らの本件組織的行為を認識しながら、それを放置し、自己も顧問税理士としてその組織的犯罪行為の一

端を担い、本件被害を生じさせた。

(被告の主張)

否認する。被告が B 債権回収の設立に協力したのは、職業的な関心があったためである。 F の監査役就任については明確な記憶はない。

(4) 争点(4) (損害額及び因果関係) について

(原告らの主張)

原告らは、 H に別紙債権額一覧の「届出支払総額」欄記載の金員の支払を余儀なくされ、その後の受取額を引いた別紙債権額一覧表の「届出債権額」欄記載の各金員の損害を受けた。

被告の役員就任は、平成13年4月以降であるが、それ以降に発生した損害について責任を負うのはもとより、それ以前であっても、税務顧問以上の関わりにより、実質的に H から関係会社に深く関与してその実態を知った上で就任しているのであるから、就任以前の損害についてもその責任を負う。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 証拠(甲15, 甲B1ないし3, 5, 6)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 被告は、平成11年1月から平成14年3月まで、 D

の税務顧問を担当し、平成11年5月ころから平成14年3月まで、

H 及び L の税務顧問を担当していた。被告は、顧問料として、 D 及び L からはそれぞれ月7万3500円を、 H からは月21万円を受け取っていた。被告は、顧問として年に何度か会社を訪れ、税務調査に立ち会うなどしていた。

被告は、 D の確定申告を平成11年3月期、平成12年3月期、平成13年3月期の3期にわたり担当し、報酬としてそれぞれ約30万円を受け取り、 H の確定申告も平成13年3月期を担当し、報酬として約100万円を受け取った。

(2) 被告は、平成12年9月ころ、 ■ から、色々な仕事をしていきたいが金融ではどんな仕事がいいのかと聞かれ、債権回収の仕事がいいのではないかと答えた。その結果、被告は、同年11月ころ、 ■ から、 ■ (以下「 ■ 」という。)と2人で債権回収の会社を作るように要請された。その際、資本金の5億円は、 ■ の会社が負担し、 ■ を代表取締役、被告及び ■ を取締役にして、その他の役員については被告が決めるということになった。被告は、債権回収の会社設立にあたって、弁護士を取締役にする必要があることを知り、弁護士である ■ (以下「 ■ 弁護士」という。)を取締役に加え、平成13年4月10日、 B 債権回収を設立した。

B 債権回収は、平成13年7月19日、フィリピン国内にある銀行を買収し、一挙に資金を集めようとの ■ の考えを実現するため、 M

銀行の買収についての取締役会決議を行った。同決議において、 M

銀行を買収する際の負担金を、 J , B 債権回収、

Q , R 及び

S の2社及び3名で5分の1ずつ負担し、買収契約の代理権を T に委任することが決定された。同取締役会議事録には、 ■ , U , 被告、 ■ 弁護士の各取締役の署名捺印がある。このように買収負担金を5分の1ずつの負担にしたのは、外国人は40パーセントしか銀行株を持つことができないと定めたアンチダミー法がフィリピンに存在したためであり、 ■ はこの法律対策として、フィリピン人3人から名義を借りて3人に買収資金を貸す形式をとったのである。

■ は N の社債を発行し、会員から金員を集め、それ

を資金として M 銀行の買収を実行し、B 債権回収は M 銀行の株式の20パーセントを保有するに至った。

- (3) 被告は、平成13年10月、フィリピンにいる■■■から、M 銀行に問題が生じているとの連絡を受け、同月20日、フィリピンに赴いた。被告は、フィリピン滞在中、■■■が経営している会社の社宅において、■■■同席の下、■■■から同年11月及び12月の H の会員に対する配当が払えないかもしれない、何か方法はないかと聞かれ、株を売ったらどうかと返答し、併せて株は過半数を持っていた方がいいことを助言した。この際、■■■が、有価証券の募集、売り出しの場合は、有価証券届出書の提出が必要になると言ったため、被告は、新株発行ではなく、持ち株を譲渡すればいいのではないかと返答した。これに対し、■■■は賛同を示し、■■■と■■■は、H 及び J の株式を1株300万円で売ることがを協議した。このときの H 及び J の株式の価値はいずれも5万円程度に過ぎなかった。

その後、被告は、■■■から「株式増資のお知らせ」と題する書面を渡され、赤色のボールペンを使って数箇所手書きで手直しをした。手直しされた書面は、「G. O. G保有株式譲渡のお知らせ」（甲34）と題する書面として、平成13年10月22日付けで、会員に送付された。この結果、■■■は、会員に支払うべき金員の相当額を株式に転換させ、さらに株式購入代金名目で約3億円の金員を集めた。

- (4) 被告は、平成13年10月22日、日本に帰国し、同月23日、■■■と会った。この際、被告は、■■■から、会員への未払いの配当金が5億から20億あること、新株発行に際し10億から20億円を目標にしていることを聞いた。

被告は、同年11月初旬ころ、■■■から、株が売れないじゃないかと電話で怒られ、同月中旬ころ、■■■弁護士に相談したところ、「それは公募にあた

るんだよ。50人以上に売する場合や1億円以上売の場合には色々な制約がある。」との助言を受けた。その後、被告は、再度■■■■から未払いの配当金の支払について相談を受け、売買には届出という制約があるから、会員に株を預託したらどうかと助言した。

被告は、平成14年1月9日ころ、■■■■から、営業社員が会員に対して株式を渡す意味について上手く説明できず困っているの、株式を渡す意味について説明してくれと依頼された。そこで、被告は、同月11日、営業社員の長を集めて、Hの社長室において、株式を渡す意味について、50人以上や1億円以上株式を売買するときには公募にあたり、届出をしなければならず、配当金の代わりに株式を渡すと税法上は売買にあたるので、売買ではなく会員に株を差し入れるという意味であると説明し、その後の朝礼においても、株は売らんじゃなくて、預かってもらうということで会員に説明して下さいと説明した。

2 争点(1) (不法行為責任) について

- (1) 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする（税理士法1条）。したがって、税理士は、依頼者とは離れた独立な立場で会社の税務を処理することが求められる。税理業務は、その前提として会計学の知識がなければできないことであり、特に法人税においてはそのことが顕著であるといえる。
- (2) 税理士が税務を処理するには、依頼者の事業の実態をある程度把握しなければ、適正な処理ができないことは言うまでもない。所得の算出に当たって、前提となる益金、損金に該当するかどうかの評価は、その取引の実体を前提に検討しなければならないはずである。
- (3) 被告が税務申告を行った平成13年3月期の申告書（甲B11）によれば、

H の事業種目は広告代理業としながら、損益計算上の売上高142億円に対し、売上原価として会員配当金47億円が計上されており、通常の広告代理業とは異なることが分かる。被告が担当したものではないが、前年12年3月期の損益計算書上（甲B10）では、売上げ欄が、入会金収入、年会費収入、広告活動金収入、広告収入等8項目に区分され、売上総額94億円のうち広告活動金収入16億円、広告収入50億円が大きな割合を占めている。

- (4) そして、A が、H において会員から利益を確約して資金を集めていることは、エントリーガイド（甲B19ないし23）から明らかであり、被告がA の税務顧問になってからこれらエントリーガイドに目を通したことがないとは到底考えられない。そして、会員からの資金の受入れが出資法が禁止する預り金に該当する可能性があることは、容易に推測できるところである。また、売上げとして処理した場合には消費税が課税されることになるから、税務上もその売上処理が妥当かどうかは当然関心を持つところである。したがって、税務の専門家である被告が税理士としての通常の注意をもって業務を行えば、前記認定のA における事業活動が商業活動として適正かどうかは容易に判明していたというべきである。

- (5) つまり、A の当初のジー・システム（甲22）は、会員（スポンサー）から広告費の提供を受け、この資金による広告活動によって売上が上がった収益から利益を会員に還元するというものである。そうであれば、H とは別の会社において商品の販売活動を行い、H が広告宣伝を担当するとした場合（甲B10の損益計算上の商品売上の売上高は微々たるものである。）、販売会社からの広告料収入が売上の主体であり、広告宣伝の費用が売上原価の主体であるはずである。被告が行った会計処理（継続性の原則から従前のものを踏襲した。）は、会員からの入金を売上とと

らえ、この原価として会員配当金を計上しているもので、（一部に販売会社との取引が混入しているとしても）極めて不自然と言わなければならない。被告は、H はジーシステムを販売していたのであり、売上処理は正当であると弁解するが、そのジーシステムなるものの説明が被告自身でできないのであって、到底被告の弁解は採用できない。

(6) 加えて、後記のように平成13年10月ころに至り、F が保有する H , J の株式の会員への売却の検討する段階に至っては、A が危機的状況にあり、会員への配当、元金の返済が不可能な状態に立ち至っていることを容易に認識し得たというべきである。

(7) 以上のように、被告においては、A が高額の配当を約束して多数の会員から資金を集め、特段のグループ内での収益がないのに、会員から提供された資金をもって配当、元金の支払やグループ会社の経費に当てていたことを認識していたものと推認できる。しかし、被告の A への関与が税理士としての顧問契約上の義務の履行、税務申告（Hにつき1回、Dについて3回）にとどまる限りにおいては、本件原告らとの関係で不法行為責任を負うというには無理がある。すなわち、税理士には守秘義務があり（税理士法38条）、A の詐欺商法についてこれを探索して、告発すべき義務があるとするのは困難である。確かに、事実関係を知った場合、顧問契約を解除し手を引くことは税理士としてのモラルであろうが、この義務を原告らに対して負っているわけではないし、手を引いただけで原告らの損害が回避できたわけでもない。したがって、税理士としての関与を根拠とする不法行為責任の主張は理由がない。

(8) 株券の販売に関与した点について以下検討する。

前記認定のとおり、■は、ジー・システム、「真・善・美」システム、

N の社債発行と手を替え品を替えて会員からの資金集めを行ってきたが、平成13年10月ころには、100億円を優に超える会員からの預り金を抱え（平成13年3月期の貸借対照表上の未払会員配当金は約39億円（甲B11）、破産手続における被害者からの債権届のうち異議なく確定した債権が約76億円（甲70の7））、目先の配当金の支払資金も枯渇していた。■は、会員への配当金の支払を継続し、出資金の返還を先延ばしするための次の手を考えていた。そのような状態のときに、被告は、■からの相談に乗り、株式譲渡の方法を提案し、持株の譲渡、新株の発行等の手続上の問題点を教示し、さらに会員向けの株式譲渡の案内状（「株式増資のお知らせ」と題する書面）の起案に手を入れている。この案内状には、「

H 株式会社は創業以来、連続して黒字決算を行ってまいりました。加えて H グループは銀行を傘下に銀行株を保有する企業です。この銀行だけでも将来を考えて見てください。どんなに素晴らしい世界規模の銀行になれるのかを。そしてどんなにたくさんの人々が救われ、どんなにたくさんの利益配当が出来るのかを。」「今から成長していく ■銀行の全株式を持つ当グループは買い上げた株式を何倍、いや何10倍、何100倍に膨らませ、強大な株式資産を持つ企業へと変貌しつつあります。」などとの記載がある。会員への案内状の校正まで担当するのは、要するに■の手足となって株式譲渡に関与したと評価される一つの根拠である。なお、その当時、被告は、■の要請により、 B 債権回収を設立し、その取締役役に就任したもので、 A の中で重要な地位にあり、■の信頼を勝ち得ていた。

- (9) 被告は、■が1株300万円で売却しようとしたことを知らなかったと述べる。被告が校正を担当した上記の案内状には、株式の譲渡代金額の記載はない。しかし、■との相談に同席していた■は、■が1株300万円で売るとした場合、 H , J 両者のそれぞれ4

9パーセントを売却して、H について155億8200万円、
J について261億3000万円になることをその場のホワイト
ボードに記載し、被告が売却益が莫大になるからその売却益が課税の対象
となると述べた旨供述する（甲B6）。したがって、被告は、■が1株30
0万円で売却しようとしていたこと、実際にその価格で売却したことを知ら
なかった旨述べるが採用できない。

(10) さらに、その後、株式の譲渡について有価証券届出書の提出が必要である
ことが判明した後は、■に対して、株式を譲渡するのではなく、担保とし
て差し入れることにすれば有価証券届出書の提出は不要であるとの智慧をつ
け、A の従業員に対して、その点の説明を■の依頼で行う
など、積極的に株式の譲渡による資金集めに関与していると評価することが
できる。

(11) 以上の株式譲渡に関する■の不法行為への関与は、単に顧問税理士とし
ての関与の域を超えて、■の不法行為へ加担したものと評価することがで
きる。そして、被告は、■が1株300万円（株式分割後は1株3万円）
という会社の実体とはかけ離れた金額での売却を意図していたことを知って
おり、■の詐欺の意図を了知していたものであり、不法行為についての故
意の要件を満たしているといえることができる。

(12) よって、被告は、上記株式譲渡の件について、■の不法行為につき共同
不法行為者として責任を負うというべきである。

3 争点(3)（役員責任）について

(1) 前記認定の A の詐欺商法は、平成8年ころからのジーシス
テムに始まり、「真・善・美」システム、N の社債発行、
■銀行への預金集め、株式譲渡名目の資金集めという経過をたどっている。

B 債権回収は、平成13年4月、債権回収業を意図して設立されたが、
債権回収業の許可が得られず（■が関与している限り、許可を得る可能性

はなかった。), 本業の債権回収業に着手しないまま終わった。しかし,

M 銀行の買収においては, 同銀行の株式の20パーセントを保有するという役割を果たした。M 銀行は, 円建ての預金の受入れができないにもかかわらず, 会員からの預金を受け入れると欺いて, 会員からの預金名目での資金を受け入れ, あるいは配当金, 出資金の支払をこれに振り替えさせて免れた。また, 株式譲渡に当たっては, A には銀行が存在すると, その経済的信用を誇大に宣伝する材料に利用された。そのように, B 債権回収は, A の会社の中で会員からの資金集め(詐欺商法)のために果たした役割は決して小さくない。A

の詐欺商法を延命させ, これにより被害を拡大させたものと評価できる。

- (2) B 債権回収が M 銀行の買収をする旨の取締役会決議を行っていることは同社の業務であり, このことが結果的に■■■■の詐欺商法の一翼を担ったことは明白である。B 債権回収の役員としては, M

銀行の買収に伴う諸問題, 事業の先行き, 収益性はもとより, 当然, ■■■■の意図の下に行われるのであるから, その意図の妥当性について検討すべきところ, 上記の取締役会決議は, 取締役会を開催せず, 書面決議によるものであり, 取締役会で検討した形跡は全くない。B 債権回収が

A の一員であり, M 銀行もそのグループの傘下に加わることになるのであるから, グループ全体の中での役割も当然検討の対象となる。

- (3) 被告は, B 債権回収の取締役の地位にあったものであるから, 上記の取締役会の決議に当たって, 前項記載のような検討を行う義務があるのにこれを怠ったものと言わざるを得ない。これが, 被告の重過失に当たることは, 何らの検討も行っていないことに照らして明白である。したがって, 被告は, 商法266条の3の規定に基づく責任がある。

4 争点(2)(4)(損害額及び因果関係)について

(1) 原告らの損害額

原告らは前記のとおり、組織的詐欺行為により H に金員を抛出したのであるから、原告らの損害額は、抛出額からその後の受取額を差し引いた額と解するのが相当である。そして、破産者 H 株式会社破産管財人 V により異議なく認められている届出債権額は、前提事実において摘示したとおりであり、同額が原告らの被った損害額であると認められる。

(2) 当裁判所が被告の責任原因として認めた事由は、平成13年10月の株式譲渡名目の資金集めに加担した共同不法行為責任、B 債権回収の取締役として、平成13年7月19日 M 銀行の買収の決議を行ったことについての商法266条の3の責任の2点である。

(3) 被告の上記責任は、A の詐欺商法の中で決して小さいものではなく、その詐欺商法の延命と被害の拡大をもたらした点で重大である。すなわち、株式譲渡名目の資金集めは、会員から提供された資金をもって、会員への配当、出資金の払戻しに当てるという詐欺商法が行き詰まり、その出資金の返還を免れ、また新たな資金を調達する目的の下に行われたものであり、これによって会員への出資金の返還を免れ、また新たに提供された資金は相当の多額に上る。M 銀行の買収についても、この買収目的での社債の発行、M 銀行への高利を謳った預金の勧誘によって、従来の出資金を預金に振り替えさせ、新たな預金名目での金員の騙取を行ったものである。原告らの中にも、現に以前の出資金をもって株式の買い受けを行った者もある。

(4) このような組織的詐欺商法にあつては、会員から出資を受けることによって詐欺行為が完了するのではなく、その返還を免れるため幾多の手練手管が用いられるのである。したがって、一連の詐欺行為の中で途中から加担した者も一連の詐欺被害に対して損害賠償責任を負うと解するのが相当である。

(5) 被告は、直接、被害者に対して資金の提供を勧誘しているものではなく、前記認定のような態様によって詐欺商法の企画部分に深く関与した者であり、その意味では、直接勧誘した営業社員以上に責任が重いと考えらるべきである。したがって、被告は、組織的な詐欺商法によって被害を受けた原告らに対しては、被告が A の詐欺商法に加担する以前の資金提供についても責任を負うものと解するのが相当である。

(6) よって、被告の行為と原告らの損害との間には、その資金提供の時期を問わず、因果関係があるものと認める。

5 まとめ

以上より、本件請求はいずれも理由があるから認容し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第26部

裁判長裁判官 浅 香 紀久雄

裁判官 間 部 泰

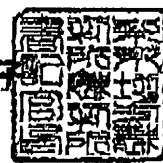
裁判官 川原田 貴 弘

これは正本である。

平成 17 年 4 月 26 日

東京地方裁判所民事第 26 部

裁判所書記官 佐藤 久子



平成17年5月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成14年(ワ)第20708号, 同第25067号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成17年3月15日

判

決

東京都 [redacted]

原

告

[redacted]

神奈川県 [redacted]

原

告

[redacted]

横浜市 [redacted]

原

告

[redacted]

福岡県 [redacted]

原

告

[redacted]

東京都 [redacted]

原

告

[redacted]

島根県 [redacted]

原

告

[redacted]

愛媛県 [redacted]

原

告

[redacted]

東京都 [redacted]

原

告

[redacted]

京都府 [redacted]

原

告

[redacted]

上記9名訴訟代理人弁護士

五十嵐 潤

同

山口 広

同

中野 和子

同

坂 勇一郎

靖樹郎博子郎郎亮夫子彰嘉行昭文肇二幸子行雄博	秀逸康典英三範健喜久一宏重博裕弘眞信昭	野木井野川川本海井木木木木澤中葉田輪村山元口	只青石大小小木小櫻鈴鈴高高高田千塚花藤船南山
------------------------	---------------------	------------------------	------------------------

文

- 2

4月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告らが、**A** (**■■■■** (以下「**■■■■**」という。)) をオーナーとする企業グループ) の組織的詐欺行為によって金員を詐取されたとし、**A** に通信機器を納入していた**■■■■**通信企画株式会社 (以下「**■■■■**通信企画」いう。)) の代表取締役であり、**A** の一員である**H** 株式会社 (同社は平成13年5月11日商号変更により、**I** 株式会社から**H** 株式会社となった。以下「**H** 」いう。)) の組織変更前の会社である**W** 有限会社及び株式会社**L** (同社は平成12年11月30日商号変更により、**X** 株式会社から株式会社**L** となった。以下「**L** 」いう。)) の取締役であった被告に対し、共同不法行為責任 (民法709条、719条1項) 及び役員の第三者責任 (商法266条の3第1項) に基づき、各原告につき、別紙債権額一覧「確定債権額」欄記載の各損害金の内金各1000万円と同内金の10パーセント相当の弁護士費用相当損害金各100万円との合計各1100万円の損害賠償を請求した事案である。

1 前提事実 (当事者間に争いがない事実以外は末尾記載の証拠で認定する。)

(1) 当事者等

ア 原告らは、いずれも、**A** の会員・準従業員と呼ばれ、同グループに金員を拠出してきた者 (以下「会員」という。)) である。

A は、高利益を謳い、広告費名目等で一般投資家から資金を集めていたが、平成14年3月26日、同グループの中核企業であった C 株式会社（同社は、平成13年6月15日商号変更により D 株式会社から E 株式会社となり、同年9月1日更なる商号変更により C 株式会社となった。以下「 F 」という。）ほか関連会社である G 株式会社（以下「 G 」という。）、 H , B 債権回収株式会社、 J 株式会社（同社は、平成14年1月7日商号変更により、 K 株式会社から J 株式会社となった。以下「 J 」という。）について、一部会員らによって破産の申立てがなされ、同年4月5日、各会社に対する破産宣告がなされた。平成14年3月、 A について、出資法違反の容疑で強制捜査が行われ、同年9月10日には、 ■■■■■ら7名が詐欺容疑で逮捕された。（甲20ないし32, 69, 70の1ないし6）

イ 被告は、 ■■■■■通信企画の代表取締役である。 ■■■■■通信企画は、電気通信工事、電気工事、防災・消防施設工事、通信機器及び装置の販売等をその業務とする株式会社で、 A 各社に通信機器を納入していた（甲92）。被告は、平成8年8月26日、有限会社 Y （同社は同月28日商号変更により、有限会社 Y から W 有限会社となった。）の取締役に就任し、同年9月6日に同社の取締役に辞任した（甲90の1及び3）。 W 有限会社は、同月10日、株式会社である I に組織変更され、 I の代表取締役に ■■■■■（以下「 ■■■■■ 」という。）が就任した（甲90の2及び4）。その後、被告は、 L の設立時（平成11年6月14日）から同社代表取締役

に就任し、平成12年11月30日に同社の代表取締役を、同年12月25日に同社の取締役をそれぞれ辞任したものの、平成13年5月1日、再び同社の取締役に就任した（甲9）。

(2) A の詐欺的商法の概要

ア F について

F は国内のグループ企業の全株式を保有する持株会社であり、■が、同社の株式100パーセントを保有していた（甲1）。

F は、他のグループ企業の株式を保有する以外には独自に収益に結び付く企業活動を行っておらず、H

G 及び L から経営管理料名目で毎月入金を受けていた（甲15）。

イ ジー・システムの概要（平成8年ころから平成13年8月ころまで）

H は、平成8年ころから、自宅にいながら安定した収入が得られる旨の会員募集の新聞折込広告等を配布し、応募してきた会員に対し、定期的に「エントリーガイド」などと称する冊子等を送付し、H

の関連会社において通信販売を行っている複数の商品のうちから特定の商品を選択し、当該商品の宣伝広告費として金員を出捐（以下「エントリー」という。）すれば、当該商品の通信販売事業の売上の30パーセントを当該商品にエントリーした全会員の報酬総額として、各会員の広告費の負担割合に応じて案分した額を配当する旨約束し（後記「特別企画」と対比して「通常企画」と称していた。）、会員から金員の出捐を受けた。また、

H は、会員から多額の金員を出捐させるため、元本を保証して年利12パーセントから20パーセントの配当を約束して出資を募る特別企画を繰り返し実施し、会員から多額の金員の出捐を受けた。H

は、上記システムを「ジー・システム」と称していた。

しかし、ジー・システムでは関連会社を通じての通信販売はほとんど行われておらず、他に収益に結びつく事業活動はほとんど行われていなかったことから、上記システムの実態は、新規会員の出捐した金員が既存会員に対する配当金等の支払や A 社員の給与等の経費に充てられるというものであった。その上、新規会員に対しても、約定どおりの配当金等を支払わなければならなかったため、新規会員を増やし続けなければ会員全員に対する約定どおりの支払が不能とならざるを得ず、したがって、会員への利益の配当及び元本の返済は元々実現不能であり、ジー・システムは破綻することが必至のシステムであり、詐欺商法と評価されるものであった。(甲12, 17, 20ないし27, 45, 112, 甲F1)

ウ 「真・善・美」システムの導入

H では、平成12年3月末ころ、従前の特別企画の配当日が次々に到来し、配当予定金額が増大した。そこで、H は、同年5月に、利益を継続して保管すれば、それまでかかっていた払出手数料が不要になり、広告活動代金の場合には毎月の利益を複利計算で増やすことができるとして、会員の払出を抑制し資金をプールさせておく「真・善・美」と称するシステムを導入した。

しかし、「真・善・美」システムの実態は、H 等の現預金残高の流出による減少を防止するため、会員への配当金の支払を行わないようにする目的で実施されたにすぎず、各会員の出捐金に対し、高率の配当金が付いたように見せ掛けるだけで、実際に各会員名義の金員が H

等の預貯金口座に残高として保管されるというものではなかった。(甲12, 28, 106, 114)

エ 銀行買収のための社債発行及び銀行預金名目での資金集め

■は、平成13年5月下旬、フィリピン国内にある銀行を買収し、一挙に資金を集めようと考えた。そこで、■は、同国の

M 銀行（以下「M」という。）を買収することとし、その買収資金として、フィリピンの現地法人である

N（以下「N」という。）の社債を発行し、会員に購入させようと考え、同年6月ころから、会員に対し、社債を購入を勧誘する「新たな事業」という表題の冊子やエントリーガイドを送付した。その結果、相当数の会員が、「真・善・美」残高や新たな金員を出捐して社債を購入した。

しかし、N は、同年7月下旬、フィリピンの証券取引委員会より業務停止命令を受け、以後一切の営業活動を停止せざるを得なくなっていたが、■■■■はかかる事実を会員に隠して社債購入を勧誘し続けた。

また、■■■■は、M 銀行買収後、会員に対し、年利8.125パーセントの高利率を謳って、M 銀行への預金を勧誘し、会員から約2億円を出捐させるとともに、「真・善・美」残高を同銀行預金に切り替えさせた。

しかし、M 銀行は、フィリピンの貯蓄銀行に求められる最低資本金である3億5000万ペソを下回る資本金しかなく、外国為替取引、円建て預金もできない極めて小規模の銀行であった。M 銀行は、

○ 銀行から財務関係書類など必要な手続を踏んでいないと指摘され、平成14年1月4日、○ 銀行から業務停止を命じられ、経営破綻に陥り、P

というフィリピンの預金保険機構の管轄下に置かれるに至った。会員から集められた金員は、■■■■により預金口座への入金が偽装されたが、実際には口座に入金されず、その行方は判然としない。（甲12, 15, 29ないし33, 45, 107, 127）

オ 株式販売名目での資金集め

■は、銀行預金の募集が進まなかったため、平成13年10月、
F の保有していた H 及び J
の株式を会員に譲渡し、「真・善・美」残高を株式購入代金に振り替える
ことで会員からの返還要求を封じ、新たな出資を募ることを決めた。

そこで、■は、同年10月から11月ころ、会員に対し、「G・O・G
保有株式譲渡のお知らせ」と題する文書（甲34）及び「OGAMIシス
テム活動内容書」（甲1）を送付し、H 及び J の
株式の価値が1株当たり300万円であり、その譲渡を受ければ確実に高
額の利益配当を受けられるとして、1株300万円（実行前に株式分割を
行い、1株3万円とした。）で購入することを勧誘した。この結果、■は、
会員に支払うべき金員の相当額を株式に転換させてその返還を免れるとと
もに、新たに株式購入代金名目で約3億円の資金を集めた。

しかし、H 及び J の株式の価値はいずれも5
万円程度に過ぎなかった。（甲1、12、34、108、甲F1）

カ ■らの不法行為

以上のように、本件の会員からの金員の募集は、到底返済の見込みがな
いにもかかわらず、高利の収入が得られると装い、会員から多額の金員を
集めたというものである。会員が、返済の見込みがないと知っていたなら
ば、募集に応じて金員を出捐することは皆無といってよいほどであり、本
件募集は、■が首謀者となり、H 及びその関連会社による組
織ぐるみで行った会員からの資金集めという組織的詐欺行為である。

(3) L

L は、従来からジー・システムにおける通信販売事業を担当し
ていた J をバナバ茶（ユニバG）の販売事業専門にするに際
し、同社に替わって通信販売事業を行うことを目的とする会社として、平成
11年6月14日に設立された。同社の代表取締役には、設立時から平成1

2年11月30日までは被告が、同日以降は■■■■■（以下「■■■■■」という。）がそれぞれ就任した。同社は、 H が会員から集めた資金を利用して広告代理事業及び通信販売事業を行うとされていた。（甲9, 15, 17, 117）

(4) 原告らの H に対する債権額（甲F22）

次の債権額は、同社の破産手続において異議のない債権額である。

ア 原告■■■■■	7827万2875円
イ 原告■■■■■	6052万7863円
ウ 原告■■■■■	1587万1324円
エ 原告■■■■■	5651万7105円
オ 原告■■■■■	1081万3550円
カ 原告■■■■■	5640万6423円
キ 原告■■■■■	3193万9118円
ク 原告■■■■■	3338万5100円
ケ 原告■■■■■	3597万6763円

2 争点

- (1) 被告に■■■■■らの不法行為への加担及びこれについての故意過失があったか
- (2) 原告らの損害額及び被告の不法行為と原告らの損害発生との間の因果関係
- (3) 被告に H 及び L の取締役としての職務執行に関する任務懈怠及びこれについての故意重過失があったか
- (4) 原告らの損害額及び被告の任務懈怠行為と原告らの損害発生との間の因果関係

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（不法行為責任）について
（原告らの主張）

被告は、平成8年5月の消費者事件に発展したグレースクラブ事件の当時

から■■■と親交があり、平成9年ころにはジー・システムの仕組み・内容について■■■から説明を受けて了解しており、■■■の資金集めの手口が違法であることを十分認識していた。にもかかわらず、被告は、平成8年8月26日、■■■の設立に参画し、平成11年には■■■の設立にも参画した。被告は、■■■がジー・システムの会員の出資を返還するだけの売上を到底計上し得ないことを認識していたにもかかわらず、■■■の要請により、■■■の役員として経営に参画し続けた。

また、被告は、■■■通信企画をして本件■■■らの不法行為に不可欠の社員監視システムを導入し、本件■■■らの不法行為発覚後においても、■■■に協力して証拠隠滅工作、財産隠匿工作に関与した。

被告は、平成9年当初から、■■■Aの経営実体を知り、詐欺によって会員から資金を集めていることを知りながらあえて積極的に関与し、本件■■■らの不法行為に加担した。

(被告の主張)

被告は■■■H及び■■■Lの経営には全く関与していない。また、■■■通信企画が■■■Aの一業者であったことは認めるが、それ以外の関与はない。

(2) 争点(2) (損害額及び因果関係) について

(原告らの主張)

原告らは、■■■Hに、別紙債権額一覧の「届出債権額」欄記載の金員の支払を余儀なくされ、その後の受取額を引いた、別紙債権額一覧の「届出債権額」欄記載の各金員の損害を受けた。

(被告の主張)

争う。

(3) 争点(3) (役員責任) について

(原告らの主張)

ア H について

H は、本件■■■■らの不法行為の中核的会社である。被告は、
H が詐欺的商法を展開することを知りながら、又は知りうべき
であるにもかかわらず、漫然とその設立にかかわり H を立ち
上げさせた。

イ L について

L は、バナバ葉茶等の健康食品の輸入販売を担当すると称し
て、ジー・システムの詐欺商法の一翼を担う会社であった。 L
は、 H が集めた資金を利用して広告代理事業の実務及び通信販
売事業を行うとされていたが、実質的には L と H と
の間に資金の動きはなく、広告代理店を通じていくつかの商品の広告を出
していたことを推認させる資料はあるものの、同社がこの広告料金に見合
う収入を計上していたものではない。被告は、 L が H
の詐欺商法の一翼として機能していることを知り、又は知りうべきであ
るにもかかわらず、 L に出社し経営をチェックすべき立場にあ
るにもかかわらず、漫然とその職務を懈怠した。

(被告の主張)

被告は H の経営には全く関与しておらず、 L につい
ては名義を貸していたに過ぎず、経営には全く関与していない。また、

L は十分利益の出る会社に急成長していたのであり、広告料金に見合
う収入を計上していた。

(4) 争点(4) (損害額及び因果関係) について

(原告らの主張)

原告らは、 H に、別紙債権額一覧の「届出支払総額」欄記載の
金員の支払を余儀なくされ、その後の受取額を引いた、別紙債権額一覧の「届
出債権額」欄記載の各金員の損害を受けた。

被告の H 及び L での職務懈怠により、本件■■■■らの不法行為は拡大の一途を辿り、本件被害を発生拡大させたのであるから、被告の任務懈怠と原告らの損害との因果関係は明らかである。

(被告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

- 1 証拠（甲19, 45, 100, 110, 116, 甲F1, 2, 19ないし21, 被告本人）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) ジー・システム以前の■■■■の詐欺的商法

ア ■■■■は、平成5年4月ころ、エ の名称で通信販売事業の経営を開始した。同事業は、有料で登録させた会員にエ の通信販売商品等が掲載されているダイレクトメールを1部数十円で買い取らせ、これを不特定多数の顧客に頒布させて商品の宣伝広告を行い、商品の売上実績に応じて生じた利益を会員に配当するというものであったが、同事業におけるダイレクトメールの送料は会員が負担し、送付先も会員自身が見つけるというものであり、会員が高収入を得ることは到底困難な仕組みとなっていた。

■■■■は、同事業により多額の登録費などを収入として獲得した。

イ ■■■■は、平成6年10月ころ、エ という名称を用いて、高級ブランド品の通信販売事業を開始した。同事業は、「世界のブランド品が安く買えるのもうれしいけど、お仕事として高収入が得られるのはも〜っとうれしい！」などという謳い文句の求人広告で会員を集め、有料で登録させた会員に、通信販売商品のカタログ等を買取らせ、これを不特定多数の顧客に頒布させて商品の宣伝広告を行い、商品の売上実績に応じて生じた利益を会員に配当するというものであったが、エ の場合と同様に会員が高収入を得ることは到底困難な仕組みとなっていた。■■■■は、同事業により多額の登録費等を収入として獲得した。

ウ ■■■は、平成6年12月以降、

a

b

を立ち上げ、 c

を株式会社化して法人登記を行い、平成7年4月ころから、

d

株式会社（以下「 e 」という。）において、

体に塗るだけでやせる効果があるとして、スヴェルトという化粧品の通信販売を行った。

しかし、■■■は、顧客から代金の前払いを受けたにもかかわらず、注文数に応じた商品を手に入せず、顧客に商品を届けなかったため、 f

には顧客からの多数の苦情が殺到した。そのため、■■■は、平成7年9月、顧客からの苦情や代金返還請求から逃れるため、 g の事務所を東京都中央区日本橋三丁目八重洲TSビルから新宿区四谷三丁目第一富沢ビルに移転した。しかし、その後の企画も失敗に終わり、再び顧客から苦情を受けたことから、同年12月上旬頃、 h の事務所を東京都渋谷区南平台サンヒルズ11に移転した。

■■■は、同月27日、上記スヴェルトの代金返還等をめぐり、警察から訪問販売等に関する法律違反の事実によって関係場所の捜索を受けるに至り、平成8年5月10日には、法人である i 共々、同法違反（契約書面不交付）の事実により、いずれも罰金30万円の略式命令を受けた。なお、同事件は、平成8年5月5日付け産経新聞において新聞報道された（甲45）。

(2) 被告が■■■と知り合った経緯

■■■通信企画は、平成7年9月ころ、代金600万円で j の事務所に60から80台の電話設備を導入した。しかし、 k は、前記(1)のとおり、同年12月上旬ころに新宿区四谷の事務所を閉鎖し、渋谷区南平台に事務所を移転したため、■■■通信企画は、上記電話設備代金のうち250万から300万円を回収できなくなった。そこで、被告は、渋谷区

南平台にある d の事務所を訪ね、同事務所の担当者であった e (以下「e」という。) に対し、上記電話設備代金の支払を催促したところ、e は d の代表者である ■■■ と会って話をするように要望した。この際、被告は、e から、同事務所の閉鎖の理由について、当時 d の主催していた化粧品の商品の発送にトラブルが生じ、金員を出捐した消費者からクレームが寄せられ、騙されたのではないかと騒ぎになったため、事務所を続けていくことが困難になったからであると聞いた。

その後、被告は、当時の d の代表者であった ■■■ と会い、■■■ との交渉の末、平成8年3月か4月に■■■ から上記電話設備代金の支払を受けた。

(3) H を設立し、ジー・システムを立ち上げた経緯

ア ■■■ は、d に次いで、平成7年9月、f 株式会社を設立し、自ら代表取締役役に就任した上、ジー・システムの前身となるネクストシステムを立ち上げた。ネクストシステムは、ジー・システムと同様、有料で登録された会員から、通信販売商品の宣伝広告費名目に金員を出捐させ、その金員で商品の宣伝広告を行って通信販売を実施し、会員には通信販売の売上の30パーセント相当額を会員の出捐した宣伝広告費の負担率に応じて配当するというものであった。

イ ■■■ は、平成8年7月下旬ころ、自己の名前が表に出ない形で、一層本格的に、組織的計画的な詐欺商法を継続しようと企てた。そこで、■■■ は、被告に対し、新しい事業を始めるために新しい会社を設立したいのだけでも、安く会社を設立することができないかどうか相談を持ちかけた。これを受けて、被告は、平成8年8月28日、小中学校の先輩であった g から、休眠会社になっていた有限会社 Y を代金10万円か15万円で購入し、購入代金については■■■ が負担した。有限会社 Y は、同

日、 W 有限会社へと商号が変更され、同年9月10日には株式会社である H へと組織変更され、代表取締役には■■■が就任した。

ウ ■■■は、 H において、従前のネクストシステム及び同システムの下で集めた会員をそのまま移行させる形で、ジー・システムを立ち上げた。その後、■■■は、ジー・システムが組織的、計画的な詐欺システムであることを H の末端の営業社員が知ることになれば、同システムを運用することは困難になると考えた。そこで、■■■は、平成8年8月、通信販売業務を担当していた H 企画開発部を H から切り離し、これを同月12日に設立された J にそのまま移行し、以後は同社において名目上の通信販売を実施することとした。

エ 被告は、 J にも電話設備を導入しており、その際、関係者から J が通信販売をしている会社であるということを知った。また、被告は、平成9年ころ、■■■から新しい画期的な事業を始めたということを知った。その際、被告は、■■■からジー・システムの具体的な内容について説明を受けた。その結果、被告は、ジー・システムの具体的な内容として、会員から H に金員を出資してもらい、出資された金員を使って、 J が商品の宣伝広告及び通信販売を行い、通信販売で得た利益を会員に配当するというシステムであることを理解した。

(4) L 設立及びその事業実体

■■■は、平成10年12月、 H 及び J の名称を一切表に出すことなく、宣伝広告を始めとする通信販売活動を実施しようと考えた。そこで、■■■は、通信販売を担当する部門として中小企業援護協会を設立した。被告は、中小企業援護協会の発起人の1人であった。

被告は、■■■から、中小企業援護協会を株式会社にしたいのだが、その代

表者として名前を貸して欲しいと頼まれた。被告は、自己の通信設備や電話設備の商売になると考え、名前を貸すことを承諾した。被告は、中小企業援護協会の事務所を何度か訪ね、株式会社設立に向けて ㊦らと打ち合わせを行った。その結果、中小企業援護協会は、平成11年6月14日、株式会社となり、代表取締役には被告が就任した。

その後、被告は、平成11年中に、同社に何度か出社をしていたが、被告が会社の経営に口を出すことは全くなく、新規の取引先から社長に会いたいという希望があるときや、契約締結のため実印が必要なときに立ち会う程度で、実質的には㊦が会社の責任者として、㊦の指示を受けながら会社の経営をしていた。他方で、被告は、自己の商売を拡大するとの当初の思惑どおりに、㊧に電話設備を導入し、㊦通信企画の利益を拡大した。

中小企業援護協会株式会社は、平成12年11月30日、㊧に商号を変更し、これに伴って代表取締役を被告から㊦に変更した。被告は、同年12月25日に、㊧の取締役を辞任したが、平成13年5月1日に再び同社の取締役に就任した。

㊧は、㊦が統括的立場で通信販売事業を展開した。平成12年2月ころまでの売上は、月額300万円程度であり、同年3月以降徐々に業績を上げて、平成13年12月ころにはヒット商品があったこともあり、月額8000万円程度の売上に達した。創業から平成14年2月までの粗利益の合計は約3億円に上っている。

㊧と㊨との間の資金移動をみると、平成14年2月までに、㊨から㊧へ約6億8000万円の資金移動があったのに対して、㊧から㊨への資金移動はわずか7000万円である。会員からの出資金で通信販売の広告費用を賄い、通信販売の利益によって会員に配当を行うというジー・システムの表向きの説明からすると到底考えられない資金移動状況である。

(5) ■■■通信企画の業績

■■■通信企画（同社の決算期は前年の5月1日から本年の4月30日までである。）では、平成10年から平成13年まで毎年平均約1億1000万から1億2000万円の売上げを計上し、平成14年には約1億円の売上げを、平成15年には約8000万から9000万円の売上げを、平成16年には約7000万円の売上げを計上した。

■■■通信企画は、H 設立直後（平成8年ころ）から、同社と取引を開始し、平成13年まで取引関係を継続した。この間、■■■通信企画では、H に対して平均して年間約2000万円の売上げを計上していた。具体的に、年間1200万から1300万円が A の各事務所への電話機の設備代であり、残りが防犯カメラシステムの設備代である。

2 争点(1)（不法行為責任）について

(1) 原告らが主張する、被告の不法行為は、① H , L の設立に参画し、L の役員として経営に参画した点、②■■■通信企画の代表者として、社員監視システム（防犯カメラシステム）を納入した点、③ A の詐欺商法の発覚後に証拠隠滅工作、財産隠匿に関与した点の3点である。

(2) H の立ち上げは、既存の会社を買い取るのに口を利き、買い取り後初代の代表取締役役に2週間程度在任したものである。H は、株式会社に組織変更し、■■■が代表者となって、多数の会員から資金を集め、A の詐欺商法の中核となった会社である。したがって、この H の立ち上げに関与したことは問題である。しかし、被告が詐欺商法が問題となった d 当時から■■■と取引があり、■■■の行う商法が眉唾ものであることをそれなりに推知していたものと推認できないではないが、ジー・システムの概要、そして、それが明確な詐欺商法であるこ

とを知った上で■■■の会社買い取りの依頼を承知して、これを実行したことを認めるまでの証拠は足りない。したがって、Hの代表取締役在任期間が極めて短期であることに照らしても、Hの立ち上げ、ジー・システムの計画立案に関与したとは認められず、この点をとらえて、■■■らの不法行為について共同不法行為者の地位にあったと認めることはできない。

- (3) 次に、被告がLの代表取締役に就任していた期間は、その設立時の平成11年6月14日から平成12年11月30日までの1年5か月の期間であり、取締役就任期間は、平成11年6月14日から平成12年12月25日までと平成13年5月1日以降である。Lの会社業務は、■■■が仕切っており、被告は、代表取締役として取引先との面談や契約に■■■と同席したことがあるものの、会社経営に口を出すことは全くなかった。Lにおいて取締役会が開催されたこともない。

なお、甲F18（司法警察員作成の捜査報告書）よれば、平成11年から平成13年までの間にLから被告に対して合計243万円余りの給与の支払があった旨の給与明細書の記載があることが認められる。被告は、この給与の支給を受けた事実を否認している。被告がLの役員としての業務を実質的に行っていなかったことに照らすと、給与明細書の記載だけから給与の支払の事実を認定するのはいささか困難で、その支払の事実を裏付ける何らかの資料がない以上、Lから被告への給与支払の事実を認定することはできない。

そうすると、被告はLのいわゆる名目的取締役と考えるほかない。役員としての商法上の責任はともかく、Lの役員であったことをもって、■■■らの不法行為について共同不法行為者の地位にあったと認めることはできない。

- (4) さらに、Aの詐欺商法発覚後の証拠隠滅工作、資産隠しと

原告らが指摘するのは、 H が使用していたパソコン類の売却処分を行ったこと、 ■■■ 所有の湯河原の土地を ■■■ 通信企画名義に変更したことである。

パソコン類の処分が ■■■ らにおいてその内容の処分を目的とした罪証隠滅工作であったとしても、被告において ■■■ らの意図を知って行ったと認めるに足る証拠がないから、この点を共同不法行為の根拠とすることはできない。また、湯河原の土地を ■■■ 通信企画の名義に変更したのは、 ■■■ 通信企画の売掛金残金 1 6 0 0 万円の代物弁済として行われたものであり、それが詐害行為として取消しの対象となるとしても、これを資産隠しと直ちに評価できるものでもない。したがって、この点も共同不法行為の根拠とすることはできない。

- (5) 以上検討したとおりであり、以上の事情を総合斟酌しても、被告が ■■■ 通信企画の代表者として、 A の会社との取引によって取引上の利益を得る目的で、 ■■■ との取引を継続するため ■■■ からの依頼を何でも受け入れていた様子は窺えるが、 ■■■ らの詐欺商法の共同不法行為者と評価するには足りない。したがって、原告らの不法行為を理由とする損害賠償請求は理由がない。

3 争点(3) (役員責任) について

- (1) 前記認定のとおり、被告は、 L の代表取締役、取締役の地位にあったが、これはいずれも名目的取締役であって、経営に参画していたとは言えない。また、被告が H の取締役（組織変更前の W 有限会社）の地位にあったが、その期間はわずかであり、これも ■■■ の依頼に基づく名目的なものであった。
- (2) 名目的取締役であっても、当然に商法、有限会社法上の取締役の第三者責任を免れるものではない。法律上は役員の地位にあり、商法 2 6 6 条の 3、有限会社法 3 0 条の 3 が当然に適用される。名目的取締役については、法令

が求める職務行為を到底期待できない等特段の事情がない限り、その職務懈怠について責任を負うものである。

(3) H の取締役の在任期間は、平成8年8月26日から同年9月6日までのわずかな期間であり、その時点では、ジー・システムと称した営業活動はまだ開始していなかったから、被告がこの時期に H の取締役の地位にあったことをもって、有限会社法30条の3に基づく責任を被告に問うことはできない。

(4) L の役員としての責任について検討する。 L は、前記認定のとおり、 J とは別に H におけるジー・システムの一環として通信販売を行う会社として平成11年6月14日設立されたものである。ジー・システムとは前記のとおり、会員が通信販売の商品を特定し、その商品の宣伝広告費として会員から出資を集め、通信販売事業の売上の30パーセントを会員に配当するというシステムであり、通信販売事業の存在が不可欠の要素となっている。ところが、 A が行った通信販売事業は、およそ会員への配当を行うに足りる売上を行っておらず、ジー・システムは会員から集めた出資金を会社経費や配当に回すという詐欺商法であった。 L を含めて通信販売事業を行う会社は、そのジー・システムの外形を作るためのカモフラージュという役割を果たしていたにすぎない。しかし、 L は H と同様、ジー・システムの重要な役割を担っていたものであり、その営業活動そのものが、

A の詐欺商法の構成要素であったと言わなければならない。前記のとおり、 A が出資金として集めた資金によって L の会社経費が賄われていた。

(5) 被告は、 L の代表取締役の地位に1年5か月の期間在任し、その後も、約4か月の期間退任してその地位になかったが、 A の詐欺商法が発覚するまで取締役の地位にあったものである。代表取締役と

しては、その業務執行全般を統括し、違法、不当な業務を是正すべき職務を負い、取締役としても取締役会を通じて会社業務の適正を維持する義務がある。

Ｌ は、その通信販売業務における宣伝広告費が会員からの出資金でまかなわれており、その会員に約束した配当金の支払をするに足りる利益を出さなければならなかった。しかし、実際には、平成11年6月の

Ｌ 設立から平成14年2月までの2年8か月の間に、 Ｌ は、
Ｈ から合計6億8000万円の資金の移動を受けたにもかかわらず、
Ｈ への資金移動は7000万円にすぎない。ジー・システムの
の会員向けの説明からしたら到底考えられない実態である。

Ｌ の経営陣としては、ジー・システムの一環として位置づけられている通信販売事業であることを考えれば、自らの事業の最終的営業利益率がジー・システムにおいて必要とする水準を維持しているかどうかを把握しなくてはならないし、前記のように Ｈ との間の不自然な資金移動について適格に把握して Ａ の詐欺商法に早期に気づいて、詐欺被害の発生を防止するべき義務があったというべきである。

- (6) Ｌ の業務を実質的に統括していた■は、 Ｈ における
の会員からの出資金の受入額を把握していなかったようであるが、■から
Ｌ において利益をあげることを期待されていないなど不自然なことを言われながら、漫然と業務を行っていたと言わざるを得ない（甲F2）。

- (7) 被告は、前記のとおり名目的代表取締役、取締役であったものであり、
Ｌ の経営に実質的に関与していなかった。しかし、前記認定のとおり、被告は、
Ｈ の立ち上げにおいて、過去の経過から名前を出せないという事情の■からの依頼に基づいて休眠会社の買収に関与し、
W 有限会社の取締役に就任し、従来の d のころから
■からの発注で電話工事等の売上を得ていたものである。そのため、■

が d の件で検挙され罰金刑を受けた後も、とくに■■■の商法について疑問を持とうとせず、■■■通信企画の売上確保のために、■■■の依頼によって、 L の代表取締役役に就任するなど、■■■の信頼をつなぎ止め続けてきた。そして、 A の電話設備、防犯カメラシステム等の発注を受けるため、しばしば A の関連会社を訪れ、顧客向けのエントリーガイドの内容は分かっていたし、■■■からジー・システムの説明も受けていた。そして、被告自身、■■■通信企画という株式会社を主催する事業家である。

以上のような事情を考慮すると、被告について、名目的取締役であったことから、本来 L の代表取締役、取締役としての義務を行うことがおよそ期待できないという事情はないというべきである。

- (8) したがって、被告には、商法266条の3第1項に基づき、詐欺商法についての詐欺被害について、損害賠償責任があるというべきである。

4 争点(4) (損害額及び因果関係) について

(1) 原告らの損害額

原告らは前記のとおり、組織的詐欺行為により H に金員を抛出したのであるから、原告らの損害額は、抛出額からその後の受取額を差し引いた額と解するのが相当である。そして、破産者 H 株式会社破産管財人 V により異議なく認められている届出債権額は、前提事実において摘示したとおりであり、同額が原告らの被った損害額であると認められる。

- (2) 当裁判所が被告の責任原因として認めた事由は、 L の取締役としての商法266条の3の責任であるが、かかる被告の責任は、 L が A の詐欺商法の中で重要な役割を果たしていたことに鑑みれば、決して小さいものではなく、その詐欺商法の延命と被害の拡大をもたらした点で重大である。本件のような組織的詐欺商法にあつては、会員か

ら出資を受けることによって詐欺行為が完了するのではなく、その返還を免れるため幾多の手練手管が用いられるのである。したがって、一連の詐欺行為の中で途中から加担した者も一連の詐欺被害に対して損害賠償責任を負うと解するのが相当である。

- (3) 被告は、直接、被害者に対して資金の提供を勧誘しているものではなく、前記認定のように、商法上定められた取締役の責務としての業務執行の監視、監督を怠り、L ひいてはA の組織的詐欺商法を放置し、その被害の拡大をもたらしたものである。その意味では、直接勧誘した営業社員以上に責任が重いと考えるべきである。したがって、被告は、組織的な詐欺商法によって被害を受けた原告らに対しては、被告がL の役員に就任する以前及び役員を一時離れていた時期の資金提供についても責任を負うものと解するのが相当である。

- (4) よって、被告の行為と原告らの損害との間には、その資金提供の時期を問わず、因果関係があるものと認める。

5 まとめ

以上より、本件請求はいずれも理由があるから認容し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第26部

裁判長裁判官 浅 香 紀 久 雄

裁判官 間 部 泰

裁判官 川原田 貴 弘

別紙 債権額一覧

債権者名	債権額	債権額	債権額	債権額	債権額
〃	¥143,622,242	¥65,349,367	¥78,272,875	¥0	¥78,272,875
〃	¥70,467,109	¥5,711,630	¥64,755,479	¥4,227,616	¥60,527,863
〃	¥19,027,209	¥3,155,885	¥15,871,324	¥0	¥15,871,324
〃	¥61,516,343	¥4,999,238	¥56,517,105	¥0	¥56,517,105
〃	¥11,954,200	¥1,140,650	¥10,813,550	¥0	¥10,813,550
〃	¥62,803,144	¥6,396,721	¥56,406,423	¥0	¥56,406,423
〃	¥31,967,265	¥7,947	¥31,959,318	¥0	¥31,959,318
〃	¥33,385,100	¥0	¥33,385,100	¥0	¥33,385,100
〃	¥37,482,076	¥1,480,113	¥36,001,963	¥0	¥36,001,963
総額					¥379,755,521